

## 「明石市感染症予防計画（素案）」への意見募集結果

2024年(令和6年)1月10日(水)から2月9日(金)までに行った意見募集について、2件(1名)のご意見の提出をいただきました。

寄せられたご意見とそれに対する市の考え方は以下のとおりです。

No.	意見の概要	市の考え方
1	感染症が蔓延した場合には、病床の確保が重要だと思いますが、これに関して記載は必要じゃないでしょうか？	予防計画は、感染症法に基づき「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」に即して策定しています。同指針の第九「感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標に関する事項」において、入院病床数の目標値などの医療提供体制については、都道府県が定めることになっております。 したがって、病床の確保に関することは、令和6年4月策定の兵庫県感染症予防計画で示されることとなります。
2	計画は方向性を示すとありますが、具体的にどのように取り組むかが必要じゃないでしょうか？	予防計画の実効性を担保するため、地域保健法に基づいて、新興感染症等の健康危機に備えた平時・感染症拡大時の体制整備について定める「健康危機対処計画」を来年度に策定する予定です。